

テレビ会議がもっと便利に！

平成30年4月から、全国のほぼ全ての裁判所でテレビ会議が利用できるようになりました！！
利用を希望する場合は、あなたが手続を行っている裁判所に御相談ください。

※ただし、テレビ会議は、裁判所が様々な事情から適当だと判断した場合に利用できます。

以前は、裁判所本庁や比較的大規模な支部に整備

現在は、全国の裁判所の本庁・支部や一部の簡易裁判所に整備

テレビ会議のイメージ

テレビ会議を利用すると、複数の離れた場所同士で、画面越しにお互いに相手の姿を確認しながら会話できます。

裁判所の手続でも、テレビ会議が利用されています。



B裁判所

裁判を行っているA裁判所



POINT!

遠くのA裁判所まで行かなくてよい！

POINT!

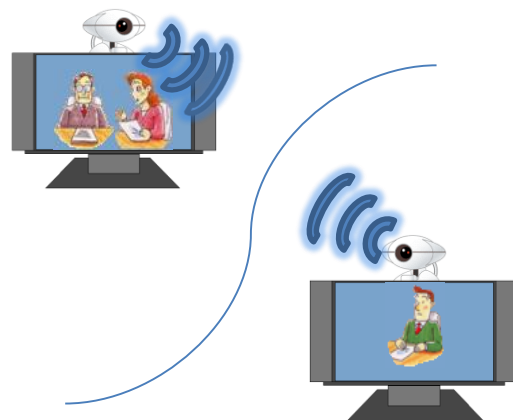
画面でお互いの姿を見たり会話したりしながら手続が行える！

テレビ会議は裁判所のどんな手続で利用できるの？

- 例えば、次のような訴訟手続において、当事者本人や証人の尋問を行う期日又は当事者双方の言い分を整理する期日（争点整理手続期日）などで利用できます。

- 民事訴訟
- 人事訴訟（離婚訴訟等）
- 知財訴訟

知財訴訟のうち特許権等に関する訴訟の第一審は東京地方裁判所又は大阪地方裁判所、控訴審は知的財産高等裁判所（東京にあります。）で行われるため、テレビ会議が有用です。



- 訴訟以外の手続でも、テレビ会議を使うことができます。

- 民事調停

事情聴取や話し合いを行うために開かれる期日で利用できます。

- 労働審判

取り扱う裁判所（地裁本庁と一部の支部）から離れた場所に住んでいる方でも、お近くの裁判所で期日における手続を行うことができます。

- 家事事件（調停、審判）

期日における手続を行うことができます。

※ ただし、離婚又は離縁の調停では、テレビ会議を使って調停を成立させる（最終的な合意をする）ことはできません。

